

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和 28 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「から別表第 3 まで」を「及び別表第 2」に改める。

別表第 1 の 6 の項中「若しくはクレーン」を「又はクレーン」に改め、「、又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが投入槽、消化槽若しくは市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したとき」を削る。

別表第 3 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「から別表第 3 まで」を「又は別表第 2」に改める。

（提出理由）

新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の廃止等をするため、所要の改正

を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。